

越生町起業家応援事業補助金を活用ください

町内で起業する中小企業者（起業してから6か月未満含む）を対象に、設備費、備品購入費、広告宣伝費、登記費、店舗等の改修費の一部を補助します。

○補助対象者

- ・町内で起業し6か月経過していない方、または今年度中に町内で起業する方
- ・起業後、3年以上継続して同一の事業を行うこと
- ・越生町商工会の会員であること
- ・代表者及び役員が、越生町暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団員と密接な関係を有していないこと
- ・町税等に滞納がないこと

○補助対象事業

- ・申請時点で未着手（※）であること
※未着手とは、契約、支払、納品等を行っていないこと
- ・今年度中に完了する取り組みであること

○補助対象経費

経費の区分	経費の内容
設備費	事業所等の運営に係る設備等の導入費用
備品購入費	事業実施に必要な備品の購入費用（消耗品を除く）
広告宣伝費	広告、チラシ等の製作及び配布に要する費用
登記費	個人事業主にあつては商号登記、法人にあつては設立登記に要する費用
改修費	事務所、店舗、工場等の改修に要する費用

※他の制度による補助等を受けていない経費であつて、かつ、経費の総額が10万円以上であること

○補助率・補助金額

- ・補助率：対象経費の1/2
- ・補助金額：上限50万円 ※1,000円未満の端数切り捨て
※1事業者1回限り

○申請書類等

- ・申請書類等は越生町ホームページ（上記二次元コード）よりご確認ください。



図産業観光課 観光商工担当 ☎内線 147

越生町個人住宅等リフォーム補助事業について

町民が自己の居住する住宅を町内の施工業者を利用して、バリアフリーもしくはエコリフォーム工事を行う場合、その経費の一部を補助します。

補助要件を一部拡充しました。（下線部太文字が拡充した箇所となります。）

○補助金額

工事に要する経費の20%に相当する額（限度額10万円）

○対象者

町内に居住する方で、次の要件を全て満たす方

- ・町に住民登録をしている方
- ・町税の滞納がない方
- ・補助を受けようとする工事について、町の他の制度による補助を受けていない方

○対象住宅

- ・補助対象者が所有し、自己の居住の用に供する住宅
（居住者と住宅の所有者が異なる場合、無償で借り受けている場合に限り補助の対象とする）

- ・マンション等の自己専有部分
- ・店舗併用住宅等の住居部分

○要件

- ・町内の施工業者を利用すること。
- ・補助金の交付決定後に着手し、当該年度の2月末日までに完了すること。
- ・以下の工事を含む工事で10万円以上の経費を要する工事であること。
- ・補助金の交付は同一住宅について1回限りとする。

※ただし、過去に補助金の交付を受けた年度の末日から起算して5年が経過している場合は再度利用できる

○対象工事

- ・手すりの取付け、段差解消、滑り防止などの生活を営む上で障壁（バリア）となっているものを改良、改善する工事
- ・二重サッシや複層ガラスへの取替えなど
- ・外壁、天井または床の断熱材の施工など
- ・外壁等への遮熱塗装工事など

図産業観光課 観光商工担当 ☎内線 147

お知らせ



埼玉県最低賃金改正のお知らせ

令和8年10月1日から埼玉県最低賃金は**時間額1,196円**（引上げ額55円）となります。最低賃金は年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトも含め、埼玉県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。働く人も雇う人も賃金額が1時間当たり1,196円以上かどうか必ず確認しましょう。

詳しくは、埼玉労働局労働基準部賃金室（☎048-600-6205）または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10月1日から11月30日まで）を実施します

麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの薬物乱用

募集



心のサポーター養成研修

は、自分の健康を害するだけでなく、家族や周りの人にも大きな影響を与えます。覚醒剤や大麻等の薬物の誘いは、はっきり断りましょう。

薬物でお困りの方は一人で悩まず相談しましょう。
図坂戸保健所（☎049-283-7815）または埼玉県薬務課（☎048-830-3633）

日時 11月28日（土）午後1時～3時
会場 鶴ヶ島市役所 5階会議室（鶴ヶ島市三ツ木16-1）

講師 城西大学薬学部特任教授公認心理師 長井麻希江氏

対象者 坂戸保健所管内在住・在勤の方（坂戸市、毛呂山町、越生町、鳩山町、鶴ヶ島市）
定員 60名（先着順）

受講費用 無料

申込み 10月13日（火）～11月11日（水）☎へ電話または二次元コードから電子申請
図鶴ヶ島市障害者福祉課障害者支援担当
☎049-271-1111（内線112）



「成年後見なんでも相談」の開催について

成年後見制度について知りたい方、利用をお考えの方の疑問に、弁護士、司法書士、社会福祉士がお答えします。

日時 10月18日（日）10時～16時
電話相談 ☎048-861-2081（当日のみ有効）

対面相談 ※予約制（10月16日（金）まで）

会場 埼玉弁護士会法律相談センター1階（浦和駅西口より徒歩約15分）
対面相談予約・図 埼玉県

地域包括ケア課

☎048-830-3251（当日は上記へお電話ください）

里親入門講座

日時 11月21日（土）午後2時から午後4時まで
場所 ウェスタ川越 2階会議室1・2

内容 ①知る（子どもたちの現状と里親制度）
②聞く（里親さん、元里親さんのリアルな話）
③話す（気になることは気軽に個別相談）

定員 80名

申込み 左記 Google 申し込みフォーム、もしくは電話（11月17日締切）
<https://forms.gle/4tixm9w7fh8dxc9>
☎042-980-7676

参加費 無料

主催 社会福祉法人同仁学院 乳児院さまより
里親 Fosterling 事業 図乳児院さまより
☎042-980-7676

ひとり親のためのパソコン教室

対象者 ひとり親家庭の親または寡婦

日時 11月26日（木）、27日（金）午前10時～午後3時

場所 坂戸市文化施設オルモ（坂戸市芦山町1-2）
内容 選べるワード・エクセル講座

費用 受講料 無料

教材費 800円

定員 20名（応募多数の場合は抽選）

申込方法 往復はがきまたは電子メールにより、①「第3回パソコン教室」②郵便番号・住所③氏名④年齢⑤電話番号を明記の上、11月12日（木）必着までにご送付ください

宛先 〒330-0074

さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎内 公益財団法人埼玉県ひとり親福祉連合会
☎info@saboren.or.jp
図公益財団法人 埼玉県ひ